

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和6年1月15日

協議会名:富山市都市交通協議会

評価対象事業名:富山市地域公共交通計画策定業務

①事業の結果概要	②事業実施の適切性		③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通計画等の計画策定等に向けた方針
<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の基本方針の検討 ・目標、数値指標の検討 ・目標を達成するための施策の検討 ・推進体制の検討 ・計画のとりまとめ ・地域公共交通会議(法定協議会)の運営支援 <p>【結果概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者等関係者との調整の上、法定協議会にて、基本方針や数値指標、施策、推進体制等を審議し、検討を進めた。 	A	計画通り事業は実施された。	今後、計画(案)におけるパブリックコメントを実施し、計画に反映の上、法定協議会へ諮り計画を策定する。